

離島留学制度の改善策について

令和6年3月14日
長崎県教育委員会

目 次

1	これからの離島留学検討委員会の報告書による「離島留学制度」改善に向けての方向性（4つの柱）	P 2
2	離島留学制度の改善策の体系図	P 2
3	離島留学制度の改善策の具体的取組	
(1)	生徒やしま親に対するサポート体制の強化	
①	生徒がSOSを発信したときの組織的な対応の強化	P 3～6
②	しま親が一人で悩みを抱え込まないような体制づくり	P 6～7
③	特別支援学校との具体的な連携など、教育支援の充実	P 7
④	学校に配置している離島留学支援員の増員と役割の明確化	P 8
(2)	生徒の受入体制の見直し	
①	それぞれの学校の特色や目的に応じた、入学前のアセスメントの実施（状況の把握）	P 8～9
②	しま親の役割の明確化や名称の変更	P 9
③	離島留学制度の拡充として親子留学の導入	P 9
(3)	生徒に対する地域全体での見守り	
①	地域社会や大人とのつながりの強化	P 9
(4)	教員の負担を軽減する環境づくり	
①	教員の負担軽減	P 10

【資料編】

《資料1》	安全で安心な離島留学制度を支える組織の構築	P 13
《資料2》	危機管理マニュアル（危機発生時の連絡及び支援体制）	P 14～15
《資料3》	相談窓口一覧	P 16
《資料4》	心の不調を早期にキャッチするための心の健康観察 Web システムの導入 イメージ	P 17
《資料5》	しま親選定の条件づくり	P 18～19
《資料6》	しま親研修会の内容	P 20
《資料7》	離島留学支援員の役割	P 21
《資料8》	留学生の受入の条件づくり	P 22
《資料9》	専門家によるアセスメント（案）	P 23～25
《資料10》	児童福祉法上の里親と離島留学制度のしま親の違い	P 26
《資料11》	離島留学生のサポート（イメージ）	P 27

1 これからの離島留学検討委員会の報告書による「離島留学制度」改善に向けての方向性（4つの柱）

- (1) 生徒やしま親に対するサポート体制の強化
- (2) 生徒の受入体制の見直し
- (3) 生徒に対する地域全体での見守り
- (4) 教員の負担を軽減する環境づくり

2 離島留学制度の改善策の体系図

「離島留学制度」改善に向けての方向性（4つの柱）		改善策	具体的取組	
			予防措置	緊急時の対応
(1)	生徒やしま親に対するサポート体制の強化	① 生徒がSOSを発信したときの組織的な対応の強化	○安全で安心な離島留学制度を支える組織の構築 ・離島留学推進協議会 ・しま親連絡協議会	○安全で安心な離島留学制度を支える組織の構築 ・離島留学支援チーム
			○危機管理マニュアルの作成	○危機管理マニュアルの作成（危機発生時の連絡及び支援体制）
			○外部の相談窓口の周知	
			○心の不調を早期にキャッチするための心の健康観察Webシステムの導入	
(2)	生徒の受入体制の見直し	② しま親が一人で悩まないような体制づくり		○離島留学支援チームの設置
			○しま親選定の条件づくり	
			○児童福祉法第30条による届出	
			○しま親同士の情報交換会および研修会の実施	
(3)	生徒に対する地域全体での見守り	③ 特別支援学校との具体的な連携など、教育支援の充実	○職員研修 ○留学生についての情報交換 ○しま親研修	
			○学校に配置している離島留学支援員の増員	○学校に配置している離島留学支援員の増員
(4)	教員の負担を軽減する環境づくり	④ 学校に配置している離島留学支援員の増員と役割の明確化	○留学生の受入の条件づくり	
			○専門家によるアセスメント	
			○しま親選定の条件づくり ○児童福祉法上の里親と区分するため「しま親」への名称変更	
			○親子留学制度の創設	
(5)	生徒の受入体制の見直し	① それぞれの学校の特色や目的に応じた、入学前のアセスメントの実施（状況の把握）	○各地区の民生委員による声かけやしま親訪問、高校との情報共有 ○各地区の行事やイベント等への参加の呼びかけ ○行事やイベントへの参加の呼びかけ ○町内会の回覧板や島内のケーブルテレビ、広報誌などを活用した離島留学制度の広報活動	
(6)	生徒に対する地域全体での見守り	② しま親の役割の明確化や名称の変更		
(7)	教員の負担を軽減する環境づくり	③ 離島留学制度の拡充として親子留学の導入		
(8)	教員の負担を軽減する環境づくり	① 教員の負担軽減	○含監業務従事職員の配置 ○学校に配置している離島留学支援員の増員 ○心理面や福祉面における専門家のサポート体制の構築	○学校に配置している離島留学支援員の増員

3 離島留学制度の改善策の具体的取組

(1) 生徒やしま親に対するサポート体制の強化

①生徒がSOSを発信したときの組織的な対応の強化

○安全で安心な離島留学制度を支える組織の構築・・・《資料1》P13

生徒本人の特性や家庭事情など、様々な事情を抱える生徒に対して島で安全で安心した生活を送れるように、実施校5校において、離島留学制度を支える3つの組織を構築する。

事務局は各高校が担い、教頭および離島留学支援員が組織運営を行う。

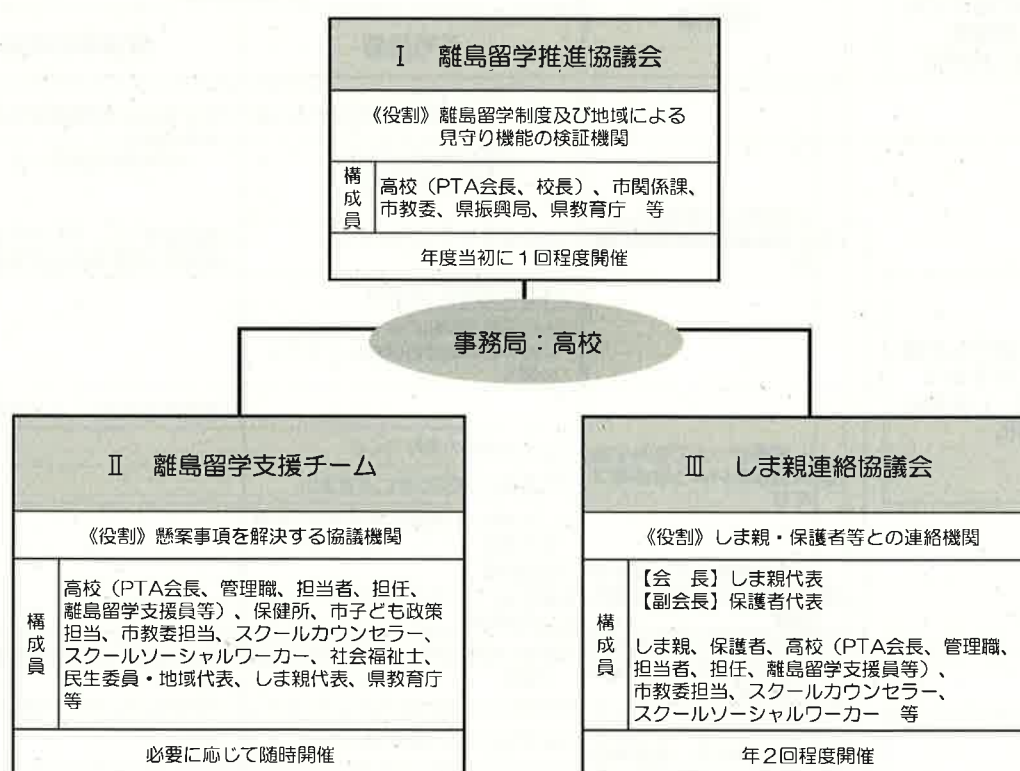


図1 各校の離島留学制度運営組織図

I. 離島留学推進協議会

《目的・役割》

各校における離島留学制度及び地域による見守り機能の検証を行う機関

《構成員》

高校（PTA会長・校長）、市関係課（地域振興・こども政策担当）、市教委、県振興局、県教育庁 等

《開催時期》

4月末～5月（年1回）

《協議事項》

離島留学の年度計画の策定

しま親の承認としま親宅の空き状況の確認

離島留学生の入居宅の承認

ただし、離島留学生の入居は、前年度末に決定する必要があるため
書面で承認をもらう。その文書を年度当初に確認

Ⅱ. 離島留学支援チーム

《目的・役割》

緊急事態や学校やしま親だけでは解決できない懸案事項が生じた際に速やかに連携し、情報交換や学校に対する支援や助言などの協議を行い、解決を図る

《構成員》

高校(PTA 会長、管理職、担当者、担任、離島留学支援員等)、保健所、市こども政策担当、市教委担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、社会福祉士、民生委員・地域代表、しま親代表、県教育庁 等

《開催時期》

必要に応じて随時開催する

《開催手段》

迅速な対応が求められるため、ビジネス用チャットやメールなどにより適宜、情報共有を図り、オンライン会議などにより対応を協議する

Ⅲ. しま親連絡協議会

《目的・役割》

しま親、保護者、学校関係者等が集まり、親睦と信頼関係を深め、離島留学生の生活状況などの情報を共有するとともに、しま親の資質向上のための研修会を専門家も交えて実施する

《構成員》

しま親、保護者、高校(PTA会長、管理職、担当者、担任、離島留学支援員等)、市教委担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 等

《開催時期》

年2回程度開催する(保護者はオンラインでの参加も可)

《内容》

2部構成とし、1部をしま親と保護者との情報交換会、2部をしま親に対する研修とする

・ ・ ・ 《資料2》 P14～P15

```

graph TD
    HG[生徒指導委員会  
生徒指導主任  
学級担任  
学年主任  
コース主任 等]
    P[保護者]
    S[しま親]
    J[教頭]
    SGL[事務長  
離島留学支援員]
    K[校長]
    H[危機発生]
    F[発見者]
    I[医療機関  
警察]
    E[県教育委員会]
    T[離島留学支援チーム]

    P <--> |連絡| HG
    S <--> |連絡| HG
    HG -- 報告 --> J
    J -- 指示 --> HG
    J -- 報告 --> K
    K -- 指示 --> J
    K -- 報告 --> E
    H -- 報告 --> F
    F -- 指示 --> J
    F -- 連絡 --> I
    J -- 連絡 --> SGL
    SGL -- 連絡 --> T
    HG <--> |連携| T
    
```

※事案の内容によって校長の判断により連絡を制限することもある

• • • 《資料3》 P16

[illegible]

○心の不調を早期にキャッチするための心の健康観察 Web システムの導入

・・・《資料4》P17

心の不調を自ら発することができない生徒について、不調を早期にキャッチすることを目的として、離島留学生を対象とした心の健康観察 Web システムを導入する。実施時期は、生徒が不安を抱えやすい4月末と9月上旬の年2回を原則とし、必要に応じて保健室で随時実施できる体制を整備する。

【制度改善関係の令和6年度当初予算額】

▷心の健康観察 Web システム使用料:458 千円

▷スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業:2,040 千円

②しま親が一人で悩みを抱え込まないような体制づくり

○離島留学支援チームの設置

緊急事態や、学校やしま親だけでは解決できない懸案事項が生じた際に速やかに連携し、情報交換や学校に対する支援や助言などの協議を行い、解決を図る。

○しま親選定の条件づくり

・・・《資料5》P18～19

しま親の条件や担う役割を明確化することで、離島留学生が安心して生活できるようにすると同時に、しま親が過度の負担を負わないようにする。なお、しま親の選定や離島留学生の入居先の決定は離島留学推進協議会で行う。

しま親の条件

- ① 生活困窮者自立支援事業*などの制度の利用がないこと
- ② 「しま親の担う役割」の履行ができること
- ③ 愛情をもって離島留学生に接することができること
- ④ 体験入学時の説明会に原則参加すること
- ⑤ 県教育委員会等が案内する研修を受講すること（生徒理解、危機対応能力、栄養学など）
- ⑥ 児童福祉法第30条の届出を行うこと

※経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが困難であり、生活保護を受けていないが、生活保護に至る可能性がある人で、自立が見込まれる人を支援する事業

○児童福祉法第 30 条による届出

児童福祉法に定める里親ではないが、届出により法的根拠ができ、市福祉部局におけるしま親宅の状況把握や相談対応がやりやすくなる。

○しま親同士の情報交換会および研修会の実施・・・《資料 6》P 20

しま親同士や保護者、学校関係者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる情報交換会を通じて、お互いに相談しやすい体制を構築するとともに生徒の日常生活における情報を共有する。また、生徒が安全・安心して生活できるよう、しま親宅でのルールについても共通理解を図る。

さらに、しま親が安心して、また自信をもって離島留学生に接することができるように、資質向上を目指した研修を県教育委員会主催で実施する。

- ①生徒理解
 - ②アンガーマネジメント研修
 - ③食事の栄養管理に関する研修
 - ④危機管理・人権教育
- 等

【制度改善関係の令和6年度当初予算額】

▷しま親研修会の開催経費: 346 千円

▷スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業: 2,040 千円(再掲)

③特別支援学校との具体的な連携など、教育支援の充実

○特支分校・分教室の特別支援教育コーディネーターによる職員研修

- ・支援が必要な生徒の理解と具体的な関わりについて(個別の教育支援計画の作成も含む)

○特支分校・分教室の特別支援教育コーディネーターとの留学生についての情報交換

- ・定期的な相互授業参観や留学生の情報交換

○特別支援教育課によるしま親研修

- ・特別支援教育課によるしま親に対する研修を通じて、支援が必要な生徒の特性や支援について理解を図る

④学校に配置している離島留学支援員の増員と役割の明確化

生徒やしま親のSOSをキャッチするために、離島留学支援員を増員し、日常的な生徒支援やしま親宅の定期訪問などの支援を充実させる。また、支援員の役割を明確化し、今回の改善策にかかる業務の中心的な役割を担うこととする。・・・《資料7》P21

○学校に配置している離島留学支援員の増員

支援員を3名から6名へ増員

対馬高校1名、壱岐高校2名（1→2名）、
五島南高校2名（1→2名）、奈留高校1名（0→1名）配置

【制度改善関係の令和6年度当初予算額】

▷離島留学支援員の増員：9,683 千円

（2）生徒の受入体制の見直し

①それぞれの学校の特色や目的に応じた、入学前のアセスメントの実施（状況の把握）

生徒や保護者に対し、親元を離れて生活することの大変さや各校の「求める生徒像」等を丁寧に説明するほか、ホームステイ受入環境の整備として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家も交えた入学前のアセスメントを実施する。

○留学生の受入の条件づくり

・・・《資料8》P22

離島留学生が果たすべき役割や保護者の責務を明文化するなどの受入条件を整えることで、入学後の齟齬を未然に防ぐ。

○専門家によるアセスメント

・・・《資料9》P23～25

受検を希望する生徒およびその保護者には、島での生活環境を事前に確認してもらうために体験入学に参加することを義務づける。また、島での生活が可能であるか判断するために、体験入学時の説明会の中でアンケートを行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力のもとアセスメントを導入する。さらに、体験入学後も複数回オンライン面談を行い、生徒が島で生活をする意思を十分に確認する。

【制度改善関係の令和6年度当初予算額】

▷スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業:2,040 千円(再掲)

▷離島留学支援員の増員:9,683 千円(再掲)

②しま親の役割の明確化や名称の変更

・・・《資料5》P18～19

・・・《資料10》P26

住環境や食事の提供、離島留学生及び保護者への対応などについて、しま親が担うべき役割を明確化するとともに監護権のある保護者の責任を契約書などで明文化する。また、児童福祉法上の里親と区分するための「しま親」へ名称を変更する。

③離島留学制度の拡充として親子留学の導入

現行では生徒のみの留学となっているが、離島留学生が安全かつ安心して島での生活を過ごせることを目的とした親子留学を新たに導入し、制度の拡充を図る。また、親子留学を活用するひとり親世帯などの保護者に対し助成する制度を創設する。

【制度改善関係の令和6年度当初予算額】

▷親子留学の導入:360 千円

(3) 生徒に対する地域全体での見守り

①地域社会や大人とのつながりの強化

・・・《資料11》P27

生徒を中心に据え、保護者の関わりを大事にしながら、隠れた生徒のSOSにも気付けるよう、声かけや地域の関わりなど、しま親や学校、県・市の職員、社会福祉士、自治会、地域の方々などによる地域全体で見守る環境づくりを行う。

○各地区の民生委員による声かけやしま親訪問、高校との情報共有

○各地区の行事やイベント等への参加の呼びかけ

〈例〉対馬国境マラソン通訳ボランティア、海岸清掃ボランティア、五島タヤけマラソン、壱岐お田植え祭り、子ども食堂 など

○町内会の回覧板や島内のケーブルテレビ、広報誌などを活用した離島留学制度の広報活動

(4) 教員の負担を軽減する環境づくり

教員の負担軽減を目的とした、寮の管理体制の見直しや離島留学支援員の増員 など

①教員の負担軽減

○舎監業務従事職員の配置

3つの寮がある対馬高校に2名、2つの寮がある五島高校に1名を配置

○学校に配置している離島留学支援員の増員

○心理面や福祉面における専門家のサポート体制の構築

- ・ 離島留学支援チーム

【制度改善関係の令和6年度当初予算額】

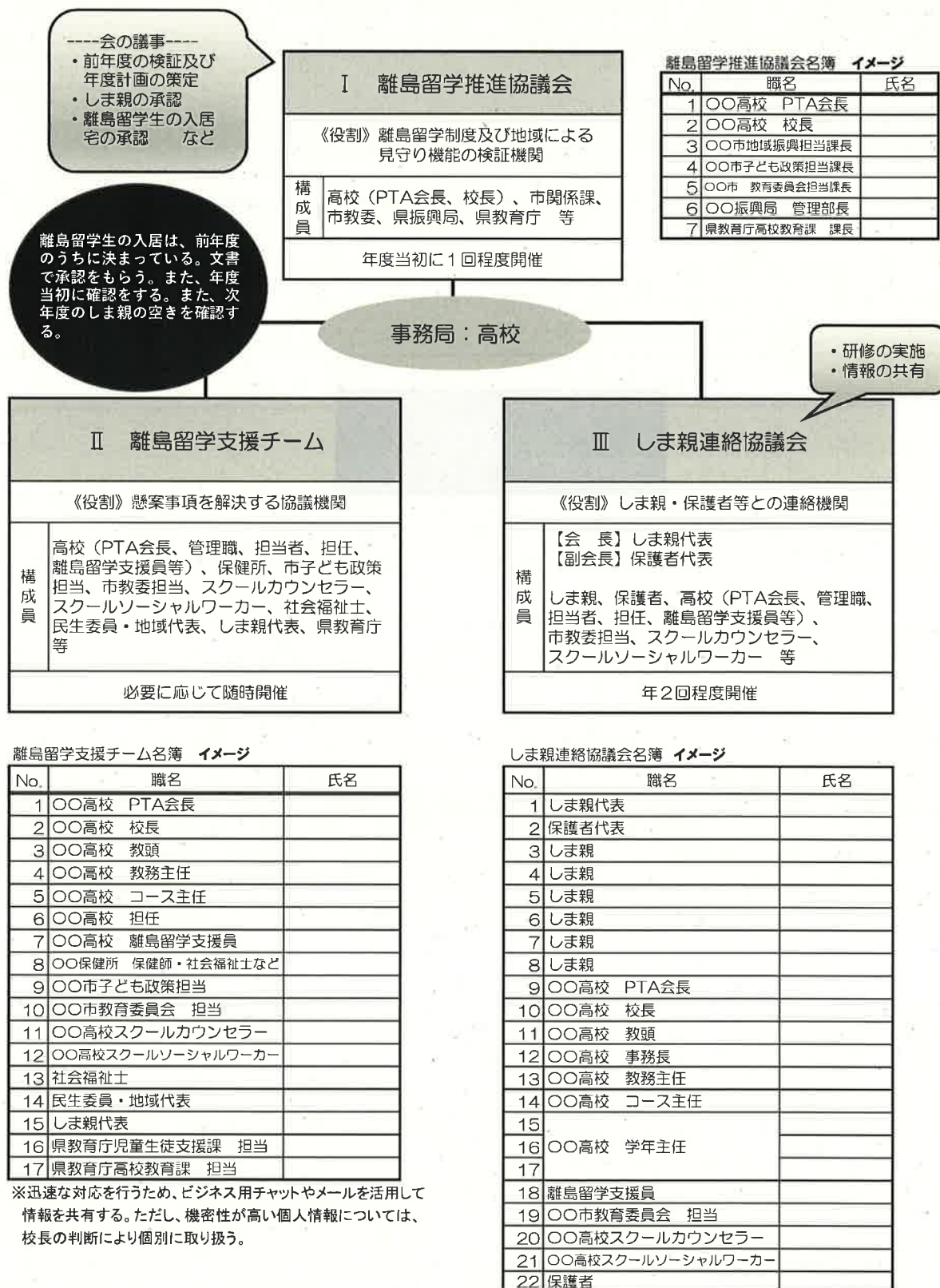
▷ 舎監業務従事職員の配置: 9,609 千円

▷ 離島留学支援員の増員: 9,683 千円(再掲)

資料編

《資料1》安全で安心な離島留学制度を支える組織の構築

令和6年度 ○○高校離島留学制度運営組織（案）



《資料2》危機管理マニュアル

離島留学制度における危機管理マニュアル

～視点・ねらい・留意点～

1. 基本的視点

「事件・事故はいつでも、どこでも起こり得る」という認識のもと、生徒と教職員の生命と安全の確保のための合理的・効果的な具体策を講じなければならない。そして、日常の危機管理・安全対策に万全の体制を構築し、危機発生の防止に努める。日常の危機管理を機能させることが現実の被害を最小限にとどめ、最大の危機管理として有効になる。

特に、離島留学制度に係る危機管理に関しては、離島留学生の生命と安全の確保を最優先として、制度の運営を図る。そのために、保護者、しま親、学校、市、県などが一体となって、危機管理を強固なものにし、学校・しま親宅・寮における安心安全を確立する。

2. 危機管理のねらい

- (1) 離島留学生の生命と安全の確保
- (2) 生徒・保護者・しま親・教職員・地域との信頼関係の構築・維持

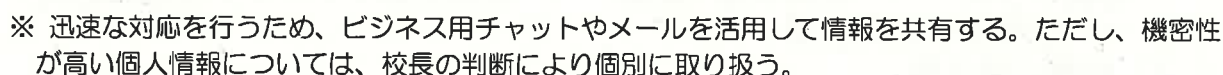
3. 危機の段階ごとの対応

- (1) 危機の発生前
危機の予知 → 情報収集・確認 → 初期対応（マニュアル等の活用）
→ 危機的状況の回避
- (2) 危機の発生後
危機的状況の発生 → 情報収集・確認 → 現場への急行 →
現場での対応（状況の把握・被害者等の確認） →
関係機関（警察等）への連絡・被害者への緊急処置・加害者への対応
→ 離島留学支援チームへの情報提供 →
離島留学支援チームと生徒指導委員会が連携した対応 →
事案概要の整理と記録 → 再発防止策の検討

4. 危機対応への留意点

- (1) 離島留学支援チームと各校の生徒指導委員会の連携
- (2) 保護者・しま親・地域・関係機関（市・県・警察等）との密な連携
- (3) 危機管理意識の高揚（教職員やしま親への研修会の開催）

緊急事態や学校やしま親だけでは解決できない懸案事項が生じた際に速やかに連携し、チームで解決を図る。



離島留学支援チーム名簿 イメージ

※迅速な対応を行うため、ビジネス用チャットやメールを活用して情報を共有する。ただし、機密性が高い個人情報については、校長の判断により個別に取り扱う。

《資料3》相談窓口一覧

	窓口	相談内容	実施機関	問い合わせ先	備考
電話相談	24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）	○友だちから無視されたり、仲間はすれにされたりする ○ひやかしゃからかいを受けている	長崎県教育センター	電話：0120-0-78310 FAX：0957-50-1947	24時間対応
	児童相談所虐待対応ダイヤル	虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる	こども家庭庁 児童相談所	189	24時間対応
	こころの健康相談	○眠れない、気分が沈む、不安でイライラするなどの精神保健上の問題 ○こころの病、精神疾患の診断や治療に関すること ○精神障害を持つ方の社会復帰や福祉施設の利用などに関すること ○アルコール・薬物問題（乱用・依存症など） ○思春期の精神保健に関すること（家庭内暴力、無気力、ひきこもりなど）	長崎こども・女性・障害者支援センター精神保健福祉課	095-846-5115	9:00～17:45 （月～金）
	ヤングテレホン	○性的被害 ○犯罪の被害 ○いじめ ○虐待（むごい扱い） ○こわい目にあつた ○心も身体も傷つけられた ○誰もわかってくれない ○心細くて淋しい ○誰にも話せない	長崎県警察	0120-786714	9:00～17:45 （月～金）
	子どもの人権110番	○友達から「いじめ」にあつて学校に行きたくない ○家の人にいやなことをされる ○部活動で暴言・暴力を受けている など、先生や親に話にくいけど、このままではどうしていいかわからないとき	法務省	0120-007-110	9:00～17:45 （月～金）
	長崎いのちの電話	誰にも相談することができず、ひとりで悩んでいるひとのための電話相談窓口	社会福祉法人 長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00（毎日） ※第1・第3土曜日は24時間対応
	長崎県子ども・若者総合相談センター（愛称：ゆめおす）	○将来が不安 ○何をしたらいいのかわからない ○人づきあいが苦手 ○学校をやめてしまった	長崎県子ども・若者総合相談センター	095-824-6325	10:00～18:00（月～水、金・土） ※電話対応は22:00まで（但し、土曜日は18:00まで）
メール相談	メール相談窓口：教育センターのWebページ内	○友だちから無視されたり、仲間はすれにされたりする ○ひやかしゃからかいを受けている	長崎県教育センター	メールアドレス： soudan@news.ed.jp	
Web相談窓口	スクールネット@伝えんば長崎	「いじめられている」、「学校に行きたくない」など心配したり悩んでいることについて、24時間いつでもLINEやWebで伝えることができる。自分のことだけでなく、友達や周りのことも相談できる。預かった相談内容は、学校に届け、悩みの解決を図る	児童生徒支援課	OUURL：https://pref-nagasaki.school-sign.jp/ ○備考欄のQRコードからLINEの「友だち登録」を行う。	QRコード 
SNS相談窓口	こころとこころのほっとライン@ながさき	気分が沈む、生きるのがつらい、生活していくのがしんどい、理由もないのに不安が続く、学校に行きたくない、周りに困っている人がいる等	長崎県障害福祉課	備考欄のQRコードからLINEの「友だち登録」を行う。	QRコード 

《資料4》心の不調を早期にキャッチするための心の健康観察 Web システムの導入イメージ

離島留学制度実施校における「心の健康観察システム」運用計画

1 運用計画

	1 次検査（スクリーニング）	2 次検査（アセスメント）	対応の検討
一斉検診	・ 4月末と9月上旬の年2回 ・ クラスの生徒対象 ・ 担任が実施	・ 自動集計結果表をもとに問題を抱える生徒を対象に個別面談を計画 ・ 担任等が面談を実施し、所見を整理	・ 2 次検査（問診）が終わると、その結果が 1 次検査の結果とともに画面に一覧表示される ・ 「回答一覧」を出力することもできる ・ これらをもとに生徒への対応を教育相談委員会や職員会議等で検討する
保健室検診	・ 適宜実施 ・ 気分不良で来室者した生徒対象 ・ 養護教諭が実施	・ 自動集計された結果を見て、問題があると思われる項目を中心に、画面に現れる質問文に沿ってより詳しく質問し、所見等も記録 ・ 即時対応	
個別検診	・ 適宜実施 ・ 相談室等での面談時に実施 ・ 不登校生徒や言動が気になる生徒対象	・ 自動集計された結果を見て、問題があると思われる項目を中心に、画面に現れる質問文に沿ってより詳しく質問し、所見等も記録 ・ 即時対応	
自己回答	・ 適宜回答 ・ しま親宅等で生徒の任意で回答	・ 自動集計結果表をもとに問題を抱える生徒を対象に個別面談を計画 ・ 担任等が面談を実施し、所見を整理	

- 2 心身不調をシステムの以下の指標によりキャッチし、問題を未然に解決できるよう取り組む。
 身体不調、食事・睡眠等、うつ病エピソード、パニック発作、自殺リスク、精神病様体験、学校起因問題、いじめ

《資料5》しま親選定の条件づくり

しま親の条件

- ① 生活困窮者自立支援事業※などの制度の利用がないこと
- ② 「しま親の担う役割」の履行ができること
- ③ 愛情をもって離島留学生に接することができること
- ④ 体験入学時の説明会に原則参加すること
- ⑤ 県教育委員会等が案内する研修を受講すること（生徒理解、危機対処能力、栄養学など）
- ⑥ 児童福祉法第30条の届出を行うこと

※経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが困難であり、生活保護を受けていないが、生活保護に至る可能性がある人で、自立が見込まれる人を支援する事業

○しま親の担う役割

（住環境）

- ・ 部屋は一人一部屋を提供する
 - ・ 可能な限り、各部屋に鍵を設置する
 - ・ 風呂もしくはシャワーについては、毎日使用できるようにする
 - ・ エアコン（もしくは、それに代わる冷暖房機器、こたつ等）を設置する
 - ・ エアコン使用の仕方等、しま親宅の住環境のルールについては、入居時に生徒や保護者と確認をする
- ※その他生活のルールについても同様とする

（食事）

- ・ 食事は土日祝祭日も含めて三食※提供する。また、登校の際は、昼食（お弁当）もしくは弁当代を持参させる（長期休業中は除く）
 - ※祝休日は、朝食・昼食は、留学生の同意のもと、ランチも可。
 - また、留学生の希望によっては、昼食を提供しないことも可とする
- ・ 食事については、食品衛生に留意する
- ・ アレルギーに配慮する

（留学生および保護者への対応）

- ・下宿している離島留学生の生活状況を確認するため、保護者とは月1回程度お互いに連絡をとる
- ・病気、けがによる医療機関の受診、また部活動の遠征等で帰宅が遅くなる場合など必要に応じて対応する。また、しま親宅において、疾病・ケガなどが発生した場合は、しま親で対応するとともに、保護者・学校あて、速やかに連絡をする
- ・人権を尊重し、受け入れたどの生徒も温かく見守り、適宜支援する

（学校との連携）

- ・遅刻、欠席の場合は、原則としてしま親が学校へ連絡し、保護者に報告する
- ・教育活動中、疾病・ケガなど発生した場合は、学校教職員が対応する。しま親宅において、通院の必要が生じ、離島留学生が自力で通院できない場合は、しま親が生徒の受診引率をする。ただし、引率ができない場合や緊急性が高い疾病・ケガなどが発生した場合は、離島留学支援員などが対応する

（その他）

- ・ホームステイ費のうち、食費等（40,000円）については、適切に使用すること
- ・学校教職員、離島留学支援員がしま親宅を訪問するので、適切に対応すること
- ・離島留学制度に関するアンケートに協力すること
- ・しま親連絡協議会（年2回）に参加すること

《資料6》しま親研修会の内容

○具体的取組の実施案

【想定しているしま親研修会の内容】 ※県教委主催で実施

- ①生徒理解（講師：大学教授、特別支援学校教諭など）
 - ・特性のある子どもへの関わり方
- ②アンガーマネジメント研修（講師：臨床心理士など）
 - ・自分の感情に気づけるようになる
 - ・適切な叱り方ができるようになる
- ③下宿の食事の栄養管理に関する研修（講師：栄養士など）
 - ・様々な食品にはそれぞれ栄養的な特徴があること
 - ・偏食がある子どもやアレルギーをもつ子どもへの、レシピ例の紹介
- ④危機管理・人権教育（講師：社会福祉士など）
 - ・児童福祉法
 - ・人権教育、多様性の尊重
 - ・ハラスメントの防止

○実施方法

- ・①～④のうち2つの研修を、しま親連絡協議会で実施する
- ・未実施の研修については、資料と動画により、しま親各自で受講する

《資料7》離島留学支援員の役割

○既存の業務内容

- ・ 離島留学生の相談対応【拡充】
- ・ しま親宅訪問【拡充】
- ・ ケース会議および生徒の情報収集【拡充】
- ・ 保護者との連絡
- ・ 体験入学の運営
- ・ 広報誌作成、ホームページ掲載作業、学校だよりの発送などの広報業務
- ・ 学校行事における生徒観察 等

○新規の業務内容

- ・ 離島留学推進協議会、離島留学支援チーム、しま親連絡協議会の事務局
- ・ 地域の体験プログラムの渉外
- ・ 体験入学時のアセスメントの実施
- ・ 入学希望者へのオンラインでの面接
- ・ しま親の新規開拓
- ・ 小中学生のしま留学との連携
- ・ まちづくり協議会のイベントの参加案内の窓口、地元 TV や広報誌を活用した広報の強化

※新規の業務内容等を踏まえ、支援員の研修を実施する

《資料8》留学生の受入の条件づくり

○具体的取組の実施案

【受検前】

- ・ 本人及び保護者は、学校説明会や体験入学へ必ず参加すること
- ・ 島内での生活が可能であるか判断するため、本人及び保護者は、子どもの個人情報などを学校に正確に提供すること
(現在、あるいはこれまでに医療機関や相談機関での対応等があった場合や、アレルギー等がある場合は、事前に申し出ること)

【入学後】

(保護者)

- ・ 年に最低1回来島し、子どもの生活状況や部屋の様子を確認すること。
また、学校およびしま親と面会すること
- ・ 定期的に子どもとは連絡を密にとること
- ・ 子どもの生活状況を確認するため、しま親に月に1回程度連絡をとること
- ・ しま親連絡協議会に原則参加すること

(離島留学生)

- ・ しま親宅で定められているルールを守ること
- ・ 心身ともに健康で自分の体や他人の心身などを傷つけることがないこと(自傷行為や他害行為が見られた場合は、保護者の管理下で対応をお願いします)
- ・ 部屋の掃除や洗濯など自分のことは自分で行うこと
- ・ 長期休業中(夏季休業中、冬季休業中、春季休業中)など、帰省期間は部活動等での活動がある場合を除き原則帰省すること
- ・ 必要に応じ受診や通院、薬の服用管理など健康管理を自分で行うこと

《資料9》専門家によるアセスメント(案)

(体験入学時の)基礎資料

本アンケートは、離島留学について、体験入学にご参加の皆様が、どのようなニーズがあるかを知るためのものです。みなさんが、充実して楽しく前向きに学校生活を送るためにも、率直にご回答くださいますよう、お願いいたします。

アンケート対象：離島留学希望生徒・保護者

(第1部)

各質問について、あてはまる番号を記入してください(質問1、質問3は複数回答可)。

質問1. 本校の離島留学制度をどうやって知りましたか。

- ① 長崎県のリーフレット ② 本校のリーフレット ③ ポスター
④ 長崎県や本校のホームページ ⑤ 島外での離島留学説明会
⑥ その他(下記に記載してください)

質問2. 本校(科・コース)を進学先に選んだ、最も大きな理由は何ですか。

- ① 離島の環境のよさに魅力を感じたから
② 自分の興味関心(希望進路)に応じた勉強ができるから
③ 学校の校風や雰囲気よかったから
④ 保護者など家族の勧めがあったから
⑤ 先生・友人の勧めがあったから
⑥ その他(下記に記載してください)

質問3. あなた(お子様)が不安に思っていることは何ですか。

- ① 親元から離れての生活 ② 学校生活 ③ 下宿(寮)生活
④ 友人を作ること ⑤ 離島の不便さ ⑥ 学習
⑦ 部活動 ⑧ その他(下記に記載してください)

(第2部)

○あなた自身（お子様）の普段の様子について、率直にお答えください。

各質問について、次の1～5の番号に○をつけてください。質問 17 は、あてはまる番号を記入してください（複数回答可）。質問 13 及び質問 18 は自由記述で回答してください。

1	とてもあてはまる	2	かなりあてはまる	3	ややあてはまる
4	あまりあてはまらない	5	あてはまらない		

家庭や日常生活について

質問 4. においや周りの音などに過敏なところはない

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

質問 5. 好き嫌いはあまりなく、偏食はほとんどない

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

質問 6. 睡眠はよくとれている

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

質問 7. 自分の部屋の掃除や洗濯物などの整理整頓は、自分でしている（自分ですることができる）

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

質問 8. スマートフォン又は、ゲームへの依存はない

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

質問 9. 家族との関係は良好である

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

質問 10. 家族に、暴力をふるうことはない

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

質問 11. 自分の体を傷つけるようなことをしたことはない（自分をたたく、髪の毛を抜くなど）

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

質問 12. 薬の服用管理が自分でできる

1 2 3 4 5

質問 13. 日常生活を送る上で、支障があるアレルギーや持病をもっている場合、又は特別な支援が必要な場合は、下記に記載してください。

中学校での生活について

質問 14. 周りと協力することができ、他人と口論になることはない

1 2 3 4 5

質問 15. 学校での指示や規則に従うことができる

1 2 3 4 5

質問 16. 不満がたまって、物を投げたり壊したり、乱暴なふるまいをすることはない

1 2 3 4 5

高校生活について

質問 17. 高校生活について、楽しみにしていることは何ですか。

- ① 新しい生活 ② 学習 ③ 新しい友人関係の構築
④ 部活動 ⑤ 離島での交流体験
⑥ その他（下記に記載してください）

質問 18. 離島留学について、質問したいことがあれば書いてください。

その他

質問 19. 親子でしまへ来ることも検討されていますか。

1 2 3 4 5

《資料 10》児童福祉法上の里親と離島留学制度のしま親の違い

区分	内容	支給費用（月額）
児童福祉法上の里親※ ¹	保護者がいない、または、さまざまな事情で保護者と暮らせない子どもを、家族の一員として自らの家庭に迎え入れ、 <u>保護者の代わりに温かい愛情と家庭的な雰囲気</u> で育ててくださる方（ <u>専門的な知識を有している</u> ）。	「養育里親」の場合 里親手当 90,000 円/人 生活費 52,620 円/人 教育費 4,380 円/人
離島留学制度のしま親	離島での生活を送る高校生に対し、 <u>温かい愛情で接して</u> くださる方。食事は、土日祝日も含めて <u>三食※²</u> を提供してくださる方。	壱岐市・対馬市 80,000 円/人 五島市 90,000 円/人

※1 里親の種類

養育家庭（養育里親）、専門養育家庭（専門里親）、養子縁組里親、親族里親

※2 祝休日は、朝食・昼食は、留学生の同意のもと、ランチも可。

また、留学生の希望によっては、昼食を提供しないことも可とする。

離島留学生のサポート<イメージ>



- 魅力ある教育
 - ・特色ある教育活動
 - ・寄り添う面談
 - ・保護者との情報共有

- 生徒と学校との伴走
 - ・留学生への声かけ
 - ・しま親のフォロー

- 留学生の対応相談
や教職員研修

- 安心の提供
 - ・面談による声かけ
 - ・高校との連携



- ・回覧板による離島
留学制度のお知らせ



ORC
体験入学等に係る運賃補助

- 子ども・しま親・高校との協力
 - ・行事への参加
 - ・しま親との連絡

高校

保護者

離島留学支援員

特別支援学校

SC※1SSW※2

社会福祉士

自治会

県・振興局

留学生



留学生を中心に据えた
支援体制！

しま親

市

民生委員

地域の方々

- 行事等を通じた留学生との交流
 - ・地域行事やイベント等への参加の呼びかけ
 - ・入島式、離島式への参加
 - ・農林水産業の体験の支援
 - ・子ども食堂での交流

連携

小中学校



※1:SC:スクールカウンセラー
※2:SSW:スクールソーシャルワーカー

同窓会・PTA

しま親サポーター

しま親不在時のサポート

- 留学生への温かいサポート
 - ・衣食住の温かいサポート
 - ・留学生とのBBQ
 - ・保護者との情報共有

- 連携の中心
 - ・市教委
 - ・福祉部局

- ・留学生、しま
親の見守り

